

京都市告示第640号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの図書室の臨時休室について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年3月26日

京都市長 門川大作

臨時に休室する日

令和3年 4月30日(金)

5月31日(月)

6月30日(水)

7月14日(水)、15日(木)、16日(金)及び30日(金)

8月31日(火)

9月30日(木)

10月29日(金)

11月30日(火)

12月24日(金)

令和4年 1月31日(月)

2月28日(月)

3月31日(木)

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)